

福岡県公報

平成31年4月26日
第4088号

目次

告示 (第371号 - 第385号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の所在地の変更	(保護・援護課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○解除に係る保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	7
○卸売業務の廃止の届出	(水産振興課)	7
公 告		
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	7
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	9
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	11

○一般競争入札の実施	(情報政策課)	13
○落札者等の公示	(税 務 課)	16
○落札者等の公示	(教育庁社会教育課)	17
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (食の安全・地産地消課)		17
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	17
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	18
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	19
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	19
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	19
○土地改良区の役員の退任	(農村森林整備課)	20
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	20
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	21
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	21
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	21
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	22
○土地改良区の役員の就任	(農村森林整備課)	22
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	22
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	22
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	22
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	23
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	24
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	24
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村森林整備課)	24
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	24
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	24
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	24
○基本測量の終了	(県土整備総務課)	25
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	25

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ……25

公安委員会

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) ……25

○警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活保安課) ……28

○警備業法の一部を改正する法律附則第5条による審査の実施 (警察本部生活保安課) ……30

○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施 (警察本部生活保安課) ……32

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……33

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ……34

○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ……34

告示

福岡県告示第371号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	宮若市湯原2345番3先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2,350.9
			前	宮若市湯原2114番1先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 102.5	3,392.2

直 方	県道	宗 像 栗 線	後	宮若市湯原2345番3先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	2.0 ～ 19.2	2,350.9
			後	宮若市湯原2114番1先から 宮若市三ヶ畑225番先まで	9.0 ～ 111.6	3,392.2

福岡県告示第372号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成31年4月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	宗 像 栗 線	宮若市湯原2367番5先から 宮若市三ヶ畑92番1先まで

福岡県告示第373号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「法」という。)) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3 (法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
柏生395	川原眼科	糟屋郡粕屋町大字仲原 2526 - 9	H 31・3・1
柏生396	川原眼科 久山クリニック	糟屋郡久山町大字山田 1111	H 31・4・1
福津生68	かわもと整形外科	福津市日蒔一丁目5 - 1	H 31・1・1
大野生144	平田医院リハビリテーションクリニック	大野城市南ヶ丘三丁目2 - 7	H 31・4・1
那珂生 1	女性クリニックみのり	那珂川市中原三丁目 127 - 2階 E 1	H 31・4・1
筑生112	うえまつメンタルクリニック	筑後市大字和泉 639 - 1	H 31・4・1
飯生334	飯塚東耳鼻いんこう科	飯塚市柏の森 1 - 46	H 31・4・1
春生歯101	医療法人 はらだ歯科	春日市春日原北町四丁目 11 番地 メディカルシティ春日原 2階	H 31・3・1
糸島地生 歯55	糸島せきデンタルクリニック	糸島市志摩初 40 - 3	H 31・4・1
北筑後生 歯 4	仲道歯科医院	朝倉郡東峰村大字福井 695	H 31・3・8
嘉鞍生歯 5	川波歯科子ども歯科クリニック	嘉穂郡桂川町大字土居 390 - 1	H 31・4・9
嘉麻生歯 30	松原歯科医院	嘉麻市漆生 1576	H 31・3・1
行生歯88	しみず歯科医院	行橋市西泉三丁目 23 - 10	H 31・4・1
春生薬74	新生堂薬局 福岡徳洲会病院前店	春日市須玖北四丁目 6 番地	H 31・4・1
筑生薬58	すぎやま薬局 羽犬塚店	筑後市大字和泉田代 637 - 1	H 31・4・1
柳生薬57	坂本町薬局	柳川市坂本町 28 - 12	H 31・3・1
飯生薬172	福神調剤薬局 かやの森店	飯塚市柏の森 1 - 35	H 31・4・1

宗遠生薬 12	有限会社コスモ調剤薬局 頃末北店	遠賀郡水巻町頃末北四丁目 2 - 7	H 31・3・1
田生訪24	訪問看護ステーション 慈愛	田川市大字伊加利 1955 - 26	H 31・3・1
宮生訪 7	ひなた訪問看護ステーション	宮若市宮田 3673 - 3 宮若商工会議所 4 F	H 30・8・1

福岡県告示第374号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小 川 洋

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
柏生382	川原眼科	糟屋郡粕屋町大字仲原字口ノ坪 2520 - 9	H 31・2・28
福津生61	かわもと整形外科	福津市日蒔野一丁目5 - 1	H 30・12・31
春生歯86	はらだ歯科	春日市春日原北町四丁目 11 メ ディカルシティ春日原 2 F	H 31・2・28
両生歯38	仲道歯科医院	朝倉郡東峰村大字福井 695	H 31・3・7
嘉麻生歯 29	松原歯科医院	嘉麻市漆生 1576	H 31・2・28
大生薬122	かなえ調剤薬局	大牟田市大字手鎌 955 - 3	H 31・2・28
田川生訪 24	訪問看護ステーション 慈愛	田川郡川崎町大字川崎 2762 - 1	H 31・2・28

福岡県告示第375号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大野生73	医療法人平田医院	医療法人しらち内科クリニック	大野城市上大利五丁目15-7-2	H 31・1・30

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大野生73	医療法人しらち内科クリニック	大野城市南ヶ丘三丁目2-7	大野城市上大利五丁目15-7-2	H 31・1・30
鞍生薬29	ほしの薬局 鞍手店	鞍手郡鞍手町大字古門1048	鞍手郡鞍手町大字古門1045-1	H 30・10・1

福岡県告示第376号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

指定番号	名称	所在地	指定年月日
大野生マ40	大城 朝典（OFA療養サポートセンター）	大野城市中三丁目15-12	H 31・3・7
飯生柔99	道園 昂平（マコト整骨院）	飯塚市下三緒36-74	H 31・3・6
田生柔70	長谷川 寛（まつばら整骨院）	田川市大字伊田4968-11	H 31・2・1
田生柔71	白木 啓介（まつばら整骨院）	田川市大字伊田4968-11	H 31・2・1
田生柔72	福田 健志（さくら咲く整骨院 メルクス田川店）	田川市大字川宮1699-3	H 31・4・1
田生柔73	浦上 瑛（さくら咲く整骨院 メルクス田川店）	田川市大字川宮1699-3	H 31・4・1
柳生柔37	石井 三宏（大淵整骨院）	柳川市隅町72	H 31・3・1
大野生柔54	花田 裕貴（NAOSE L大野城整骨院）	大野城市白木原一丁目7番5号 J-クリスタルビル2階	H 31・2・4
像生柔119	本田 清二（キョラ整骨院）	宗像市城西ヶ丘五丁目2-9	H 31・3・8
像生柔120	上田 三幸（キョラ整骨院）	宗像市城西ヶ丘五丁目2-9	H 31・3・8
像生柔121	江上 晃弘（キョラ整骨院）	宗像市城西ヶ丘五丁目2-9	H 31・3・8
南筑後生柔10	古賀 亮次（いちじょう整骨院）	八女郡広川町大字一條774	H 31・3・1
那珂生柔2	内野 裕司（内野整骨院）	那珂川市片縄四丁目21	H 31・4・1
粕生柔178	濱岡 利吏（かすや整骨院）	糟屋郡須恵町大字上須恵783-7	H 31・2・4
粕生柔179	貴島 寛人（きじま整骨院）	糟屋郡粕屋町大字上大隈582-1	H 31・3・25
直生はき19	池浦 正典（和鍼灸院 直方院）	直方市古町17-2	H 31・3・5

福岡県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
柳生柔5	大淵 潤三（大淵整骨院）	柳川市隅町72	H 31・2・28
南筑後生柔6	橋本 泰昌（いちじょう整骨院）	八女郡広川町大字一條774	H 31・2・28
筑紫生柔76	舩岡 純（堺整骨院 筑紫野院）	筑紫野市光が丘四丁目1-1	H 31・2・28
像生柔96	野口 猷（たく鍼灸整骨院）	宗像市田久724-1	H 31・2・26
像生柔108	上田 三幸（くりえいと整骨院）	宗像市土穴一丁目4-8	H 30・10・31
像生柔109	本田 清二（くりえいと整骨院）	宗像市土穴一丁目4-8	H 30・10・31
粕生柔141	桑山 大輝（大きな森の整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H 30・11・20
粕生柔155	宮平 直太（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 30・7・1
粕生柔168	畠田 祐里（新宮中央整骨院）	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	H 30・7・1
粕生はき17	桑山 大輝（大きな森の鍼灸院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H 30・11・20
粕生はき18	集地 香織（大きな森の鍼灸院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H 30・11・20

宗遠生はき8	山之内 靖幸（さくら咲く整骨院本院）	遠賀郡岡垣町野間二丁目15-18	H 31・2・28
--------	--------------------	------------------	-----------

福岡県告示第378号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
八女生柔34	増永 拳己（げんき整骨院）	八女市本町564-1	八女市納楚617-4	H 31・2・4

福岡県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
			前	京都郡苅田町大字光国3750番先から 京都郡苅田町大字提3293番2先まで	6.0 ～ 35.0	439.0

京 築	県道	須磨園 南 原 線 曾 根	前	京都郡苅田町大字光国 3750番先から 京都郡苅田町大字提3293 番2先まで	17.0 ～ 43.6	439.0
			後	京都郡苅田町大字光国 3750番1先から 京都郡苅田町大字提3293 番2先まで	6.0 ～ 35.0	
			後	京都郡苅田町大字光国 3750番1先から 京都郡苅田町大字提3293 番2先まで	17.0 ～ 43.6	

福岡県告示第380号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市黒木町大淵字柿原7965の7、字森樫8835の11、8841、字辻道下9233の2
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林の所在場所
築上郡築上町大字櫛原1049、1050、1052、1073、1074、1053（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字櫛原1053、1049・1050・1052（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第382号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように

告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
福岡市西区大字西浦字ヒシケ640の13、640の14
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

福岡県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川直方線	前	田川市大字伊田3444番2先から 田川市大字楠1639番11先まで	9.0 ～ 23.0	2,144.1
			後	田川市大字伊田3444番2先から 田川市大字楠1639番11先まで	9.0 ～ 23.0	2,144.1
			後	田川市大字伊田4404番4先から 田川市大字楠57番1先まで	18.8 ～ 51.5	906.0

福岡県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年5月26日福岡県告示第524号久山都市計画公園事業6・5・1号久山町総合運動公園の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 事業施行期間
平成23年2月28日から平成35年3月31日まで
- 事業地
 - 収用の部分
変更なし
 - 使用の部分
変更なし

福岡県告示第385号

福岡県卸売市場条例（昭和46年福岡県条例第46号）第9条第2号の規定に基づき、次のように卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第46条第2号の規定により告示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

卸売市場の名称	卸売市場の所在地	取扱品目の部類	卸売業者の名称及び代表者氏名	卸売業務の廃止年月日
飯塚市地方卸売市場 飯塚魚市場	飯塚市堀池 31	水産物部	福岡県魚市場株式会社 代表取締役 永井 龍太郎	平成31年 3月31日

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第

372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

交通事故管理システム情報分析装置賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条

② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条

③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書(電子計算処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入力装置を含む。以下同じ。))と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目(具体的な内容については、知事が別に定める。)

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)

イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)

オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)

カ 社会保険等加入状況報告(誓約)書(様式第10号)及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(様式第11号)及び確認資料

ク 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- 、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成31年5月15日（水曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成

31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達案件名

交通事故管理システム情報分析装置賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成31年12月1日から平成36年11月30日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成31年6月5日 (水曜日) 現在において、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) 期間中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-641-4141 内線2237

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

平成31年4月26日 (金曜日) から平成31年6月4日 (火曜日) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

平成31年6月5日 (水曜日) 午後5時45分

- (3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期限内必着) で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室 (地下1階北側)

- (2) 日時

平成31年6月6日 (木曜日) 午前10時30分

- 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

- 12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額 (消費税込みの金額) の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国 (独立行政法人等を含む。) との同種・同規模の契約を履行 (2件以上) したことを証明する書面 (当該発注者が交付した証明書) を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税込みの金額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が提出期限までに納付されず、又は見積金額（消費税込みの金額）の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (4) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for a set of equipment for analysis of the traffic accident information processed/saved under the present system
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on June 5, 2019
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2237)

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

平成31年度一般業務用パソコン賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇

- 用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成31年5月20日（月曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に関する仕様書に示した物品であることを申し立てる仕様申立書を期限までに提出し、承認を受けている者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成31年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成31年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

平成31年度一般業務用パソコン賃貸借

(2) 賃貸借物品及び数量

職員用ノート型パソコン 7,789台

(3) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(4) 納入期限

平成31年12月31日（火）

(5) 賃貸借期間

平成32年1月1日から平成38年12月31日まで

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）」に定める資格を得ている者（平成29年度競争入札参加資格者名簿（物品）

(以下「入札参加資格者名簿」という。) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成31年6月12日 (水) 現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 2の入札参加資格を有する者のうち、次のいずれかの等級に格付けされていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	01	機械器具 (電気器具)	A A
05	02	機械器具 (電気通信機器)	A A
13	08	サービス業種その他 (リース・レンタル)	A A

- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) の期間中でない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が、1の(3)に示した物品であることを申し立てる仕様申立書を平成31年6月3日 (月) 午後5時00分までに5の部局に提出し、県から書面で承認を受けている者であること。

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画・地域振興部情報政策課情報基盤係 (県庁行政棟6階)

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3194 (ダイヤルイン)

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

公告の日から平成31年5月24日 (金) までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで (正午から午後1時00分までを除く。)

(2) 交付場所

5の部局とする。

9 入札説明会

入札説明会は実施しない。

10 入札参加申請書の提出場所、提出期限及び提出方法

入札に参加しようとするものは、以下の方法により、競争入札参加申請書を提出しなければならない。

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成31年6月3日 (月) 午後5時00分

(3) 提出方法

持参 (ただし、県の休日には受領しない。) 又は郵便 (書留郵便に限る。提出期間内必着) で行う。

なお、入札参加申請書の様式及び記入方法については、入札説明書を参照のこと。

(4) その他

ア 入札参加申請書と併せ、調達仕様を満たすことを証明するため、仕様申立書を提出すること。仕様申立書の様式及び記入方法については、入札説明書を参照のこと。

イ 平成31年6月10日（月）までに5の部局の承認を得られない場合には、入札に参加できないものとする。

11 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成31年6月11日（火）午後5時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「6月12日開封＜平成31年度一般業務用パソコン賃貸借に係る入札書在中＞」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月12日開封＜平成31年度一般業務用パソコン賃貸借に係る入札書在中＞」と朱書きしなければならない。

(4) 注意事項

入札書の様式、記入方法及び注意事項等については、入札説明書を参照のこと。

12 開札の日時、場所及び方法

(1) 日時

平成31年6月12日（水）午前11時00分

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟9階北棟西側 情報政策課ミーティングルーム

(3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

(4) 落札者が不在の場合の措置

開札の結果、落札者が不在場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、こ

れに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。
- (2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 本入札に係る平成31年度当初予算の成立が見込めない場合は、入札を中止するこ

とがある。

17 Summary

- (1) Articles and Quantity
Personal Computer : 7,789
- The details are described in the manual of this tender.
- (2) Period of Lease
It is 84 months from a Lease start date which a period is reckoned
- (3) Delivery Location
Please find attached information for public tender
- (4) Time Limit of Tender
5:00 P.M. 3 June, 2019
- (5) Contact Point for Notice
Information Policy Division,
Fukuoka Prefectural Office,
7-7,Higashikoen,Hakata-ku,
Fukuoka City,812-8577,
Japan
TEL 092-643-3194
FAX 092-643-3121

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称
消費増税に伴う税務システム改修業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県総務部税務課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
株式会社BCC

(2) 住所
福岡市中央区六本松二丁目12番19号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
84,785,360円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成31年4月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 契約に係る物品等の名称及び数量
「月」高島野十郎 1面

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県教育庁教育振興部社会教育課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約を決定した日
平成31年3月19日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
原田 芳幸

(2) 住所
福岡市中央区浄水通1番-5-401号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
43,200,000円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで水質汚濁性農薬に該当する農薬の使用規制に関する規則（昭和38年福岡県規則第43号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部食の安全・地産地消課に備え置きます。

平成31年4月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見を募集しなかった理由

農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）の制定に伴い、当然必要とされる規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日
平成31年4月26日

公告

西牟田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24

年法律第195号) 第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
隈保男	三潞郡三潞町大字西牟田6497番地の2
中村泰夫	筑後市大字西牟田4034番地
中村静彌	三潞郡三潞町大字西牟田4020番地の1
井村晋祐	三潞郡三潞町大字西牟田4845番地の2
平田満穂	三潞郡三潞町大字西牟田5309番地
富安時次	三潞郡三潞町大字西牟田785番地の2
井村恒榮	三潞郡三潞町大字西牟田1675番地
淡路正義	三潞郡三潞町大字西牟田4021番地の1
田島勝美	筑後市大字西牟田5912番地
田島信義	筑後市大字西牟田6368番地
近藤庄市	筑後市大字西牟田4042番地
永田廣美	筑後市大字西牟田4090番地
津城隆道	筑後市大字西牟田3941番地
田島英夫	筑後市大字西牟田3917番地の1

2 退任監事

氏名	住所
永田侃	筑後市大字西牟田3912番地
井村猛	三潞郡三潞町大字西牟田1685番地

3 就任理事

氏名	住所
立石純治	久留米市三潞町西牟田6501番地
川嶋英敏	久留米市三潞町西牟田6483番地1
森田利満	久留米市三潞町西牟田6421番地2
井村雅夫	久留米市三潞町西牟田6454番地8

井村外次	久留米市三潞町西牟田4382番地2
近藤健次	筑後市大字西牟田1844番地2
田島次男	筑後市大字西牟田5147番地
近藤信昭	筑後市大字西牟田4064番地3
近藤敬志	筑後市大字西牟田4313番地2
永田實	筑後市大字西牟田3865番地

4 就任監事

氏名	住所
富安伸良	久留米市三潞町西牟田189番地
永田義光	筑後市大字西牟田4150番地

公告

筑後市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
田中正助	筑後市大字折地22番地

2 就任理事

氏名	住所
坂本好教	筑後市大字折地725番地
貝田實幸	筑後市大字富久450番地1

公告

矢部川左岸土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
西原 親	みやま市瀬高町下庄1760番地2
檜原 利行	みやま市高田町黒崎開1907番地

2 就任理事

氏名	住所
松嶋 盛人	みやま市瀬高町小田1820番地1
和泉 修	みやま市瀬高町下庄239番地2
大淵 幸信	みやま市高田町黒崎開1912番地2
境 久利	みやま市高田町江浦1423番地10

公告

八女地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
西江 道明	八女市本2971番地
野上 治男	八女市本851番地
西村 俊二	八女市本371番地1
西村 一幸	八女市本2983番地1
野田 豊	八女市大籠24番地3
平井 隆一郎	八女市岩崎197番地
松延 浩一	八女市今福1178番地

2 退任監事

氏名	住所
鬼木 敏博	八女市本858番地
松延 政勝	八女市今福1257番地10

3 就任理事

氏名	住所
西江 道明	八女市本2971番地
西村 一幸	八女市本2983番地1
野上 邦雄	八女市本983番地1
中嶋 義則	八女市本1368番地1
野田 豊	八女市大籠24番地3
平井 隆一郎	八女市岩崎197番地
樋口 達也	八女市今福933番地

4 就任監事

氏名	住所
鬼木 敏博	八女市本858番地
松延 政勝	八女市今福1257番地10

公告

大木町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

就任理事

氏名	住所
境 公雄	三潞郡大木町大字横溝2976番地1

公告

柳川みやま土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
堤 勝彦	柳川市大和町皿垣開88番地1

公告

八女筑後地区土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
田中 清都	筑後市大字富久448番地、449番地合併

公告

飯塚市八木山地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
横山 武城	飯塚市八木山1531番地1
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地
矢野 長利	飯塚市八木山1338番地7
一ノ谷 静治	飯塚市八木山2606番地
松尾 寛和	飯塚市八木山2632番地
綱分 秀康	飯塚市八木山2609番地
松尾 正滋	飯塚市八木山2233番地2
松尾 隆康	飯塚市八木山2247番地
石坂 茂範	飯塚市八木山631番地
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地

石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地2
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地
三野原 貴広	飯塚市八木山1549番地1

2 退任監事

氏名	住所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65
大谷 光康	飯塚市八木山328番地1

3 就任理事

氏名	住所
横山 武城	飯塚市八木山1531番地1
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地
矢野 長利	飯塚市八木山1338番地7
一ノ谷 静治	飯塚市八木山2606番地
松尾 寛和	飯塚市八木山2632番地
綱分 秀康	飯塚市八木山2609番地
松尾 久吉	飯塚市八木山745番地
松尾 隆康	飯塚市八木山2247番地
石坂 茂範	飯塚市八木山631番地
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地
石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地2
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地
三野原 貴広	飯塚市八木山1549番地1

4 就任監事

氏名	住所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65

大谷 光 康

飯塚市八木山328番地 1

公告

深野土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
奥 正 光	築上郡築上町大字上深野12番地

公告

城井郷土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
上 畑 雅 義	豊前市大字八屋1795番地 8
神 崎 勝 久	築上郡築上町大字寒田1250番地 4

公告

上城井土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
中 野 龍 一	築上郡築上町大字本庄1270番地 1

奥 野 豊

築上郡築上町大字本庄1802番地

清 水 道 信

築上郡築上町大字本庄1648番地 1

城 井 浩 敏

築上郡築上町大字本庄2930番地

秋 永 春 生

築上郡築上町大字本庄333番地 2

小 野 美 壽 雄

築上郡築上町大字本庄2049番地

田 中 和 敏

築上郡築上町大字本庄118番地 3

中 川 忠 男

築上郡築上町大字本庄2164番地 1

中 嶋 睦 夫

築上郡築上町大字櫛原640番地 1

室 谷 幸 男

築上郡築上町大字櫛原428番地 1

大 嶋 秀 利

築上郡築上町大字櫛原1221番地

塚 本 利 勝

築上郡築上町大字櫛原557番地 1

2 退任監事

氏 名	住 所
前 川 長 年	築上郡築上町大字本庄1851番地 1
進 章 人	築上郡築上町大字本庄2097番地 4
中 嶋 秀 喜	築上郡築上町大字櫛原775番地 1

3 就任理事

氏 名	住 所
中 野 龍 一	築上郡築上町大字本庄1270番地 1
奥 野 豊	築上郡築上町大字本庄1802番地
清 水 道 信	築上郡築上町大字本庄1648番地 1
城 井 浩 敏	築上郡築上町大字本庄2930番地
秋 永 春 生	築上郡築上町大字本庄333番地 2
小 野 美 壽 雄	築上郡築上町大字本庄2049番地
田 中 和 敏	築上郡築上町大字本庄118番地 3
中 川 忠 男	築上郡築上町大字本庄2164番地 1
中 嶋 睦 夫	築上郡築上町大字櫛原640番地 1
室 谷 幸 男	築上郡築上町大字櫛原428番地 1
大 嶋 秀 利	築上郡築上町大字櫛原1221番地

塚 本 利 勝	築上郡築上町大字櫛原557番地 1
---------	-------------------

4 就任監事

氏 名	住 所
前 川 長 年	築上郡築上町大字本庄1851番地 1
進 章 人	築上郡築上町大字本庄2097番地 4
中 嶋 秀 喜	築上郡築上町大字櫛原775番地 1

公告

大和町土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
松 藤 和 文	柳川市大和町皿垣開2147番地

公告

辻垣・道場寺・高瀬土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
大 田 完 治	行橋市大字道場寺1279番地 1

公告

角田北部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
園 本 好 己	豊前市大字松江481番地 2

2 就任理事

氏 名	住 所
沼 田 耕 一	豊前市大字松江427番地 1

公告

城島町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任理事

氏 名	住 所
納 戸 勝 浩	久留米市城島町浮島873番地1

2 就任理事

氏 名	住 所
菊 池 一 幸	久留米市宮ノ陣 1 丁目 2 番11号

公告

袋野堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年 4 月26日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任監事

氏 名	住 所
樋 口 仁 基	うきは市浮羽町三春1641番 1

2 就任監事

氏名	住所
野鶴 修	うきは市浮羽町三春1659番地 1

公告

両筑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
古賀 勝利	朝倉市三奈木2203番地
松岡 吉寛	朝倉市相窪658番地
井本 勝彦	朝倉市屋永2896番地
小島 美盛	朝倉市小田1727番地 1
田中 保光	朝倉市徳淵390番地
久保 正起	朝倉市隈江454番地
北原 清光	朝倉市甘木616番地 1
大場 吉男	朝倉市馬田1566番地
矢山 貢	朝倉郡筑前町栗田1653番地
北原 康德	朝倉郡筑前町久光342番地
川波 邦臣	朝倉郡筑前町高田2263番地
岡部 貢	朝倉郡筑前町四三嶋1679番地
平嶋 正美	朝倉郡筑前町長者町56番地 1
行徳 経人	小郡市山隈391番地 80
福永 努	小郡市干潟1492番地 22
黒木 徳勝	三井郡大刀洗町大字山隈2103番地 3
白石 定雄	三井郡大刀洗町大字栄田1915番地
江藤 輝夫	朝倉市大庭1642番地

2 退任監事

氏名	住所
篠原 秀文	朝倉市三奈木32番地
高倉 義男	朝倉市屋永453番地
丸林 博昭	三井郡大刀洗町大字三川1399番地 1

3 就任理事

氏名	住所
諫山 健次	朝倉市板屋387番地
松岡 吉寛	朝倉市相窪658番地
佐藤 豊次	朝倉市中島田375番地 1
和佐野 文俊	朝倉市白鳥132番地
田中 保光	朝倉市徳淵390番地
久保 正起	朝倉市隈江454番地
北原 清光	朝倉市甘木616番地 1
草場 剛晴	朝倉市下浦1593番地
矢山 貢	朝倉郡筑前町栗田1653番地
北原 康德	朝倉郡筑前町久光342番地
桑野 正道	朝倉郡筑前町高田909番地
岡部 貢	朝倉郡筑前町四三嶋1679番地
森部 繁	朝倉郡筑前町三並1405番地
平田 善春	小郡市干潟2122番地
鶴田 嗣男	小郡市山隈1261番地 4
白石 定雄	三井郡大刀洗町大字栄田1915番地
小坪 常雄	三井郡大刀洗町大字三川451番地
江藤 輝夫	朝倉市大庭1642番地

4 就任監事

氏名	住所
高倉 義男	朝倉市屋永453番地
吉岡 俊一	朝倉市上浦309番地
牛方正志	朝倉郡筑前町三牟田67番地 2

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
三池干拓土地改良区	平成31年4月16日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
糸島市志摩土地改良区	平成31年4月16日

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（大木地区）	平成30年12月19日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
筑後市津島地内（筑後広域公園（体験エリア））	平成31年3月25日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（平成30年度地盤沈下観測調査一級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
柳川市（旧柳川市、旧大和町、旧三橋町の区域）、筑後市、大川市、みやま市（旧瀬高町、旧高田町の区域）、大牟田市、三潞郡大木町	平成31年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように終了したので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類
公共測量（福岡県営土地改良事業豊前地区黒土北部工区確定測量業務）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
豊前市豊前地区黒土北部工区	平成31年3月22日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
基本測量（国土広域情報 修正）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
管内全域	平成31年3月31日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市筵内宇野毛尾1522番3、1523番1、1525番3及び1526番並びに且ノ原1950番37並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市筵内宇野毛尾1522番地

株式会社古賀環美サービスセンター

代表取締役 高橋 加代子

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成31年4月26日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字小園1033番1、1033番3及び1035番7

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市小坂井456番地1

肥山 誠一 肥山 さゆり

公安委員会

福岡県公安委員会告示第83号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習の区分
法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所
(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に

規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成31年6月13日（木）から同年6月20日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成31年6月18日（火）から同年6月20日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

38名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「

検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成31年5月27日（月）から同年5月29日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写

真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講し

なかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であつても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45

分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第84号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務2級
- (2) 交通誘導警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成31年7月31日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 交通誘導警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成31年8月1日（木）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

(2) 交通誘導警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 都道府県公安委員会が前記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- (イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 交通誘導警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 車両等の誘導に関すること。
- (エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 車両等の誘導に関すること。
- (イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

- (1) 事前（電話）受付期間
平成31年6月24日（月）から同年6月26日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (2) 受検申請手続期間
事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）
- (3) 受検申請手続場所
ア 住所地を管轄する警察署
イ 営業所を管轄する警察署
- (4) 必要書類

ア 必須書類

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）
- (イ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
- (ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類（1級検定受検希望者に限る。）
a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）
b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）
- イ 必要に応じて添付すべき書類
(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
(イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
- (5) 検定手数料
ア 貴重品運搬警備業務2級 16,000円
イ 交通誘導警備業務1級 14,000円
※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。
- (6) 申請方法
ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定

員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内（2日間）に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限り。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装（靴）を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問い合わせは、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。
- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikai.html>）で確認することができる。

福岡県公安委員会告示第85号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第9条の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県公安委員会

1 審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定に係る全ての種別及び級

2 審査の実施日、実施時間及び実施場所

実施日	実施時間	実施場所
平成31年8月2日（金）	午前9時00分から 午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 審査定員

30名

4 審査対象者

旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者であって、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。ただし、検定規則附則第7条第2項（学科及び実技試験の免除）に規定する者を除く。

- (1) 福岡県内に住所を有する者
- (2) 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員
- (3) 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者

5 審査の方法

審査は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式10問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 警備業務の実施に関すること。
- エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 審査申請手続等

(1) 受付期間

平成31年6月24日（月）から同年6月26日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 必要書類

- ア 必須書類
 - (ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通
 - (イ) 写真1枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (ウ) 旧合格証の写し
- イ 必要に応じて添付すべき書類
 - (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）
 - (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
 - (ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合
なし

(3) 審査手数料

4,700円

※ 審査手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した審査手数料については、審査申請を取り消した場合又は受審しなかった場合においても返還しない。

(4) 申請方法

ア 審査を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に審査手数料を添えて審査申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外（郵送等）の申込みは、一切受け付けない。

ウ 審査の申請は、原則として受審者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受審者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格（それぞれ90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 審査当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
- (2) 審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育セ

ンター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

- (3) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

福岡県公安委員会告示第86号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成31年4月26日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成31年6月3日（月）から同年7月31日（水）までの間

- ※ 福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

- (1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

県の休日を除く、平成31年6月3日（月）から同年7月31日（水）までの、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

ア 前記3(1)ア又は同3(2)アに該当する者

住所地を管轄する警察署

イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者

営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者

旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定規則別記様式）1通

※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

5 申請方法

(1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

7 その他

(1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5

時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。

福岡県公安委員会告示第89号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成31年6月25日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

飯塚市柏の森159番地29 飯塚警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

(1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6

か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものを添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第90号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成31年4月26日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成31年6月12日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成31年6月18日（火） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成31年6月27日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのものを添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第91号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

平成31年4月26日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成31年7月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成31年7月11日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
平成31年7月18日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
-----	-----	------	--------

平成31年7月4日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名
---------------------------------	-----------------------------------	---------------	-----

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。